

ジョブコーチ支援制度と養成研修の現状等について

令和2年8月27日

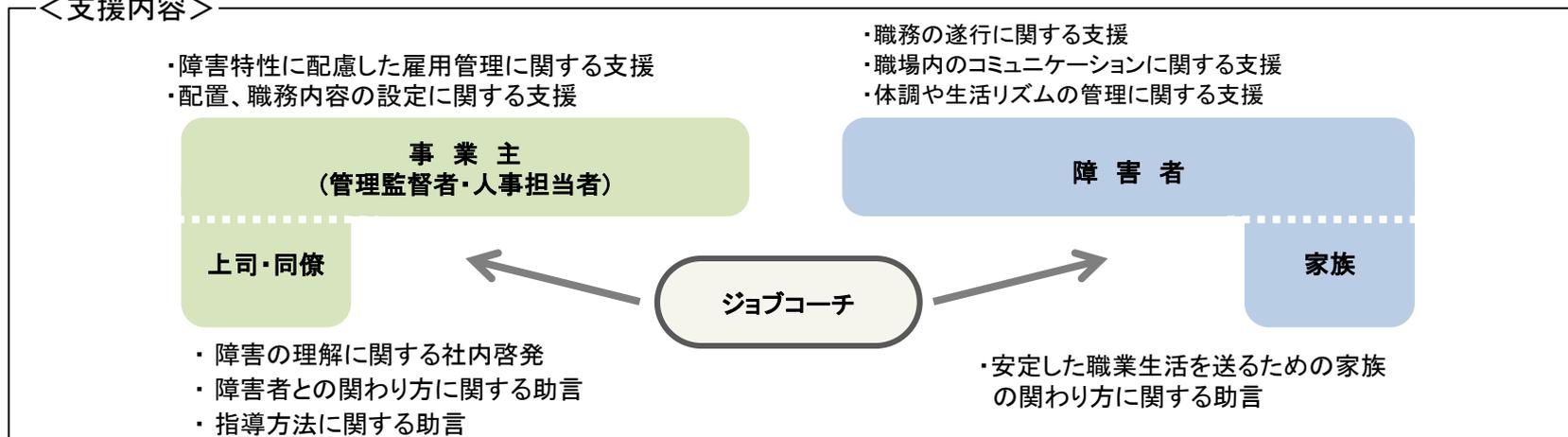
厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

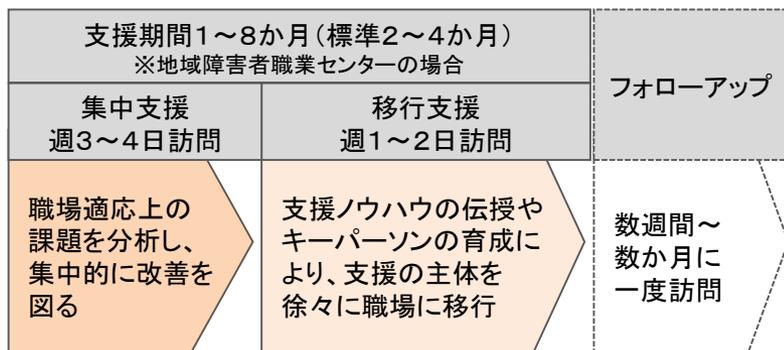
障害者の職場適応を容易にするため、ジョブコーチが職場を訪問し、

- ・ 障害者に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーションに関する支援
- ・ 事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言を実施

<支援内容>



<標準的な支援の流れ>



<ジョブコーチ養成実績(令和元年度)>

計1,418人(10,939人)

- ー訪問型ジョブコーチ(福祉施設型) 588人(7,105人)
- ー企業在籍型ジョブコーチ(事業所型) 830人(3,834人)

※()内は、養成研修開始(平成17年度)からの養成実績累計

<地域障害者職業センターのジョブコーチによる支援実績> (令和元年度)

- ・ 支援対象者 3,321人
- ・ 職場定着率(支援終了後6か月時点) 89.3%

(支援終了後6か月時点: H30年10月~R元年9月までの支援終了者の実績)

職場適応援助者(ジョブコーチ)の種類

	配置型ジョブコーチ	訪問型ジョブコーチ	企業在籍型ジョブコーチ
所属/身分	地域障害者職業センターの 職員(非常勤嘱託)	就労支援を行っている 社会福祉法人等に所属する者	障害者を雇用している 企業等に雇用される者
主な活動場所	支援対象労働者が雇用されている又 は雇用される予定である事業所	支援対象労働者が雇用されている又 は雇用される予定である事業所	自社
ジョブコーチ数 (令和元年度)	313人	568人 (※助成金(※1)を活用して支援を 実施したジョブコーチ数)	232人 (※助成金(※1)を活用して支援を 実施したジョブコーチ数)
要件	障害者関係業務の経験を有し、機構 (※2)が委嘱した者 委嘱後は、原則として研修を受講	訪問型ジョブコーチ養成研修を修了し、 障害者の就労支援に係る業務経験が 1年以上ある者	企業在籍型ジョブコーチ養成研修等を修 了した者
公的助成	活動経費は運営費交付金により支 出	地域障害者職業センターが策定又は 承認した支援計画に基づき支援を実 施した場合は、障害者雇用安定助成 金(職場適応援助コース)により活動 費を助成 ▶1日の支援時間によって、日額最大 16,000円	地域障害者職業センターが策定又は承 認した支援計画に基づき支援を実施した 場合は障害者雇用安定助成金(職場適 応援助コース)により活動費を助成 ▶月額最大12万円

※1 障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)

※2 高齢・障害・求職者雇用支援機構

地域障害者職業センターの概要

- 地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県(ほか支所5か所)に設置。
- 障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。また、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力や職業能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

事業主に対して、障害者の従事しやすい職務の設計、わかりやすい指導の方法などを、雇入れの段階から定着に至るまで一貫して実施。

○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

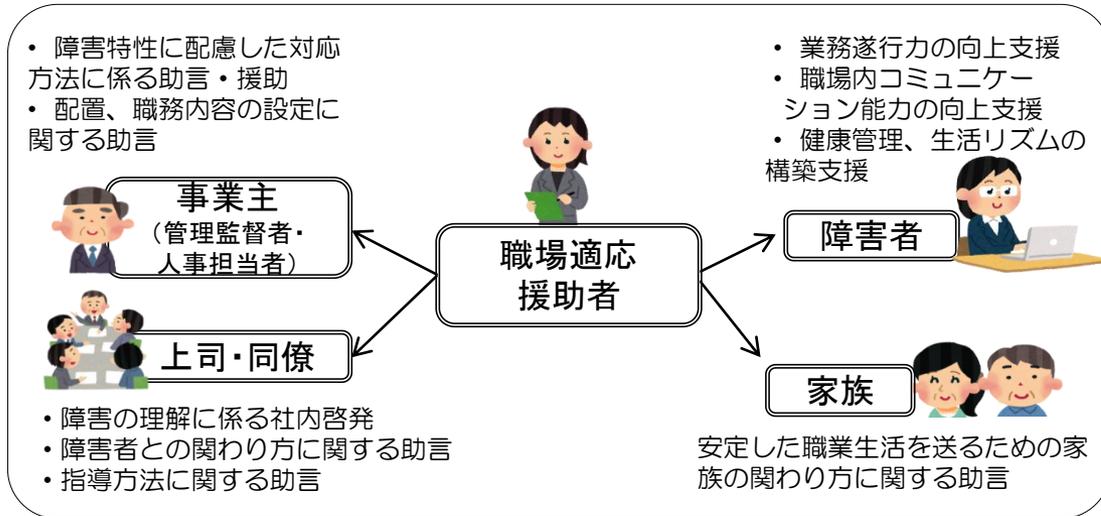
障害者就業・生活支援センターその他の関係機関や事業主に対し、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成や研修等を実施。

障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）

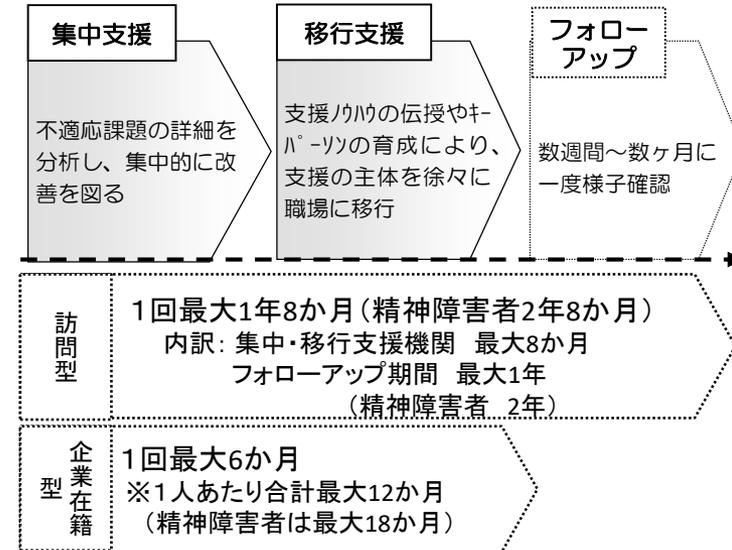
1 趣旨

職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、雇入れ後の職場適応・定着を図るために、職場適応援助者による直接的・専門的な支援を提供する事業主に対して助成金を支給。

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ(支給対象期間)



2 内容

1 対象事業主

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の観点から課題を解決するために必要とする支援内容や程度を勘案して作成又は承認した職場適応援助計画があり、これに基づき職場適応援助者による支援を提供する事業主

2 支給額

○ 支援計画に基づいて支援を行った日数/月数に、それぞれ以下の日額/月額単価を掛けて算出された額

- 訪問型 (日額) 1日の支援時間(移動時間を含む)の合計が4時間以上の日 16,000円
4時間未満の日 8,000円

※ただし、精神障害者を支援する場合は、3時間以上4時間未満16,000円)

- 企業在籍型 (月額) 大企業 6万円 (対象労働者が短時間労働者の場合 3万円)
中小企業 8万円 (対象労働者が短時間労働者の場合 4万円)

※ ただし、精神障害者に対する支援を行う場合は大企業 9万円 (短時間 5万円)
中小企業 12万円 (短時間 6万円)

○ 支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成した場合、養成研修受講経費の1/2

職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成研修の概要

従来、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のみでジョブコーチ研修を実施。

平成18年度から民間においても大臣指定研修を開始。現在7機関が指定を受けて研修を実施。

1. (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の研修の概要

- (1)対象者 : 障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用して活動する見込みのある者等
- (2)回数 : 年10回(4月、6月、9月、10月、12月、翌2月)
※4月、6月、9月、12月は千葉及び大阪の2か所で開催
※回数は令和2年度当初の予定。コロナウイルス感染拡大防止のため、4月は延期、6月は中止。
- (3)内容 : 以下の①と②の双方を受講。42時間(8日間)程度。
①集合研修(千葉又は大阪(4月、6月、9月、12月のみ)):講義を中心とした集合研修。
②実技研修(各地域センター):演習、ケーススタディ等が中心の研修。
- (4)費用 : 研修費用は無料。旅費は、受講者又は受講者が所属する法人・事業所が負担。

2. 大臣指定の研修の概要

- (1)対象者 : 1. (1)のほか、ジョブコーチ支援の知識・技術を習得したい就労支援の担当者
- (2)回数 : 年12回(6機関計)
- (3)内容 : 局長通達で定めるモデルカリキュラムに従って42時間以上で自由に設定。6~7日間程度。
- (4)費用 : 研修費用は5万円前後(※)。旅費は、1. (4)と同じ。

※養成研修の修了後6か月以内に、助成金を活用して支援を実施した場合に、1/2の額を助成。

- (5)開催場所(令和2年度) : 3回開催 / 大阪、東京(うち1回は企業在籍型のみ)
2回開催 / 兵庫(訪問型のみ)
1回開催 / 北海道、静岡、愛知、長崎

※回数は令和2年度当初の予定。コロナウイルス感染拡大防止のため、延期または中止の対応を実施。

※学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校が在学学生を対象として実施する職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修は上記の内容とカリキュラムが異なる。(現在1機関が実施)

令和2年度における職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修の概要

○配置型職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	年6回	若千名 ※(特段の定員数なし)	42時間(8日間)程度	集合研修:千葉県 実技研修:地域障害者職業センター	地域障害者職業センターにおいて配置型職場適応援助者として新たに委嘱された者

○訪問型職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	年10回	千葉:68名程度/回 大阪:24名程度/回 (訪問型と企業在籍型合 せて)	42時間(8日間)程度	集合研修:令和2年4月、6月、9月、12月は千葉県及び大阪府で開催、10月及び翌年2月は千葉県で開催 実技研修:地域障害者職業センター	障害者の就労支援を行う法人等に雇用されている者であって、同支援に係る経験が1年以上あり、障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用した訪問型職場適応援助を予定している者等
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO)ジョブコーチ・ネットワーク	年3回	36名程度/回	43時間(6日間)	東京都2回、大阪府	障害者の就労支援に携わっているか、近い将来携わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する専門性の習得を希望する者
(NPO)大阪障害者雇用支援ネットワーク	年2回	25名程度/回	42時間(6日間)	大阪府	就労支援機関、福祉施設職員等の就労支援に携わる人、およびこれから携わろうとしている人
(NPO)くらしえん・しごとえん	年2回	30名程度/回	42時間(6日間)	静岡県、愛知県	障害者の就労支援を実施している法人または専門機関に所属し、ジョブコーチの支援技術の習得を希望する者で、障害者の就労支援に係る経験が一定程度ある者
(NPO)全国就業支援ネットワーク	年2回	30名程度/回	42時間(6日間)	兵庫	障害者の就労支援に従事した経験がある人、又は今後従事する予定のある者で、ジョブコーチ支援に関する知識技能の習得を希望する者
(NPO)なよろ地方職親会	年1回	20名程度	42時間(6日間)	北海道	障害者の就労支援を実施している法人または専門機関に所属し、ジョブコーチの支援技術の習得を希望する者で、障害者の就労支援に係る経験が一定程度ある者
(社福)南高愛隣会	年1回	30名程度	43時間(6日間)	長崎県	障害者の就労支援を実施している法人または専門機関に所属し、ジョブコーチの支援技術の習得を希望する者で、障害者の就労支援に係る経験が一定程度ある者
(学)大妻学院 ※大妻女子大学在学学生向け	-	10名程度	150時間(3年間)	東京都	大妻女子大学人間関係学部在籍者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す者、かつ卒業後に就労支援及び障害者雇用に係る業務を行うことを希望している者で、ジョブコーチに関する専門性の修得を希望する者

○企業在籍型職場適応援助者養成研修

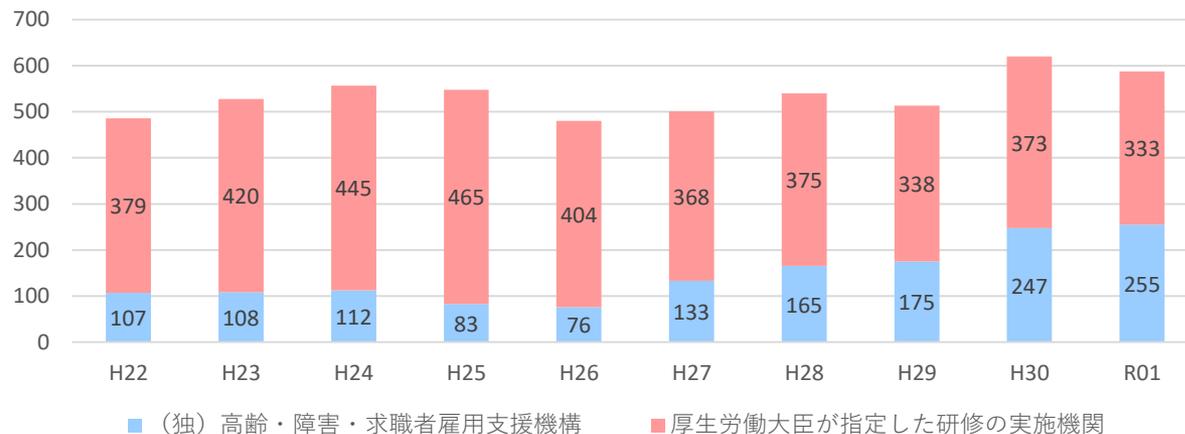
実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	年10回	千葉:68名程度/回 大阪:24名程度/回 (訪問型と企業在籍型合 せて)	42時間(8日間)程度	集合研修:令和2年4月、6月、9月、12月は千葉県及び大阪府で開催、10月及び翌年2月は千葉県で開催 実技研修:地域障害者職業センター	障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている者であって、障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用した企業在籍型職場適応援助を予定している者等
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO)ジョブコーチ・ネットワーク	年4回	36名程度(東京/回) 12名程度(大阪)	43時間(6日間)	東京都3回、大阪府	障害者を雇用している企業、またはこれから雇用を予定している企業で、障害者の雇用管理又は障害者に対する指導に携わっている者
(NPO)大阪障害者雇用支援ネットワーク	年2回	25名程度/回	42時間(6日間)	大阪府	事業所内で障害者の支援に携わる人、およびこれから携わろうとしている人
(NPO)くらしえん・しごとえん	年2回	30名程度/回	42時間(6日間)	静岡県、愛知県	障害者の就労支援を実施するにあたり、ジョブコーチの支援技術の習得を希望する者
(NPO)なよろ職親会	年1回	20名程度	42時間(6日間)	北海道	障害者の就労支援を実施している法人または専門機関に所属し、ジョブコーチの支援技術の習得を希望する者で、障害者の就労支援に係る経験が一定程度ある者
(社福)南高愛隣会	年1回	10名程度	43時間(6日間)	長崎県	障害者の就労支援を実施している法人または専門機関に所属し、ジョブコーチの支援技術の習得を希望する者で、障害者の就労支援に係る経験が一定程度ある者
(学)大妻学院 ※大妻女子大学在学学生向け	-	10名程度	150時間(3年間)	東京都	大妻女子大学人間関係学部在籍者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す者、かつ卒業後に就労支援及び障害者雇用に係る業務を行うことを希望している者で、ジョブコーチに関する専門性の修得を希望する者

※計画は令和2年度当初の予定。コロナウイルス感染拡大防止のため、延期または中止の対応を実施。

職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修の実績

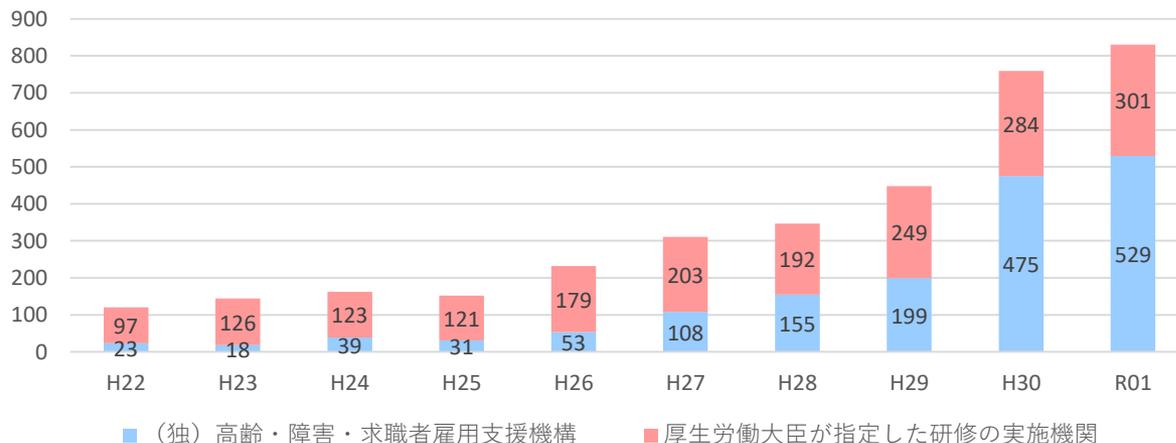
訪問型	JEED	大臣指定の 研修機関	計
H22	107	379	486
H23	108	420	528
H24	112	445	557
H25	83	465	548
H26	76	404	480
H27	133	368	501
H28	165	375	540
H29	175	338	513
H30	247	373	620
R01	255	333	588

訪問型ジョブコーチ養成数



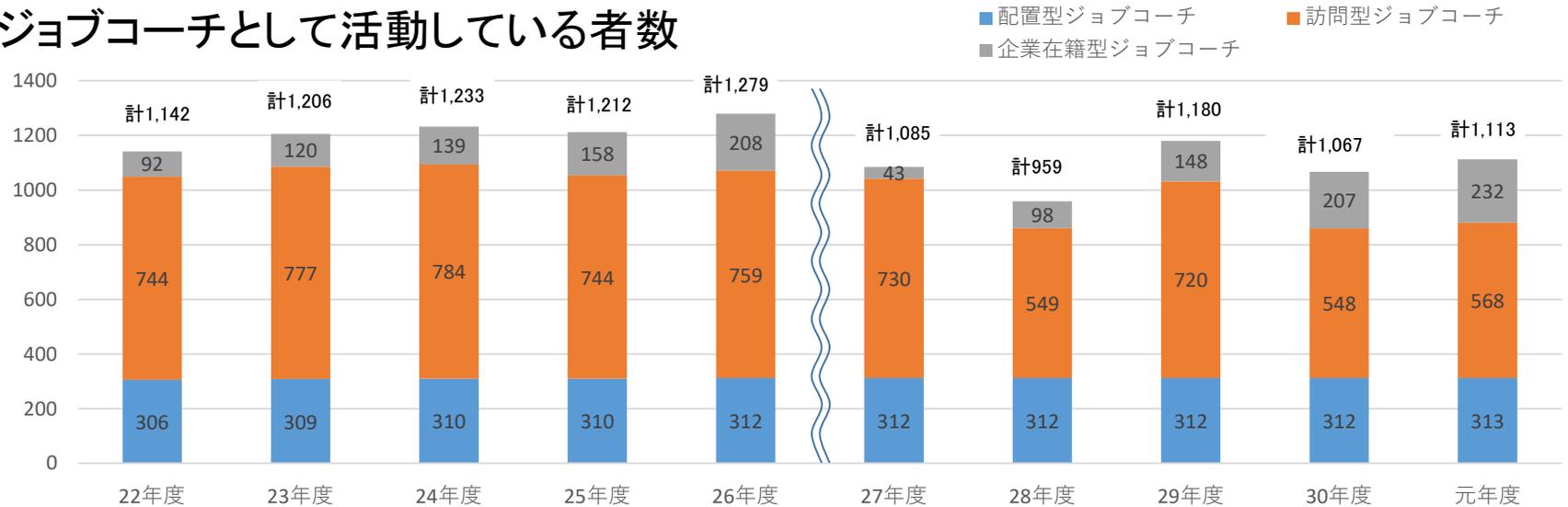
企業在籍型	JEED	大臣指定の 研修機関	計
H22	23	97	120
H23	18	126	144
H24	39	123	162
H25	31	121	152
H26	53	179	232
H27	108	203	311
H28	155	192	347
H29	199	249	448
H30	475	284	759
R01	529	301	830

企業在籍型ジョブコーチ養成数

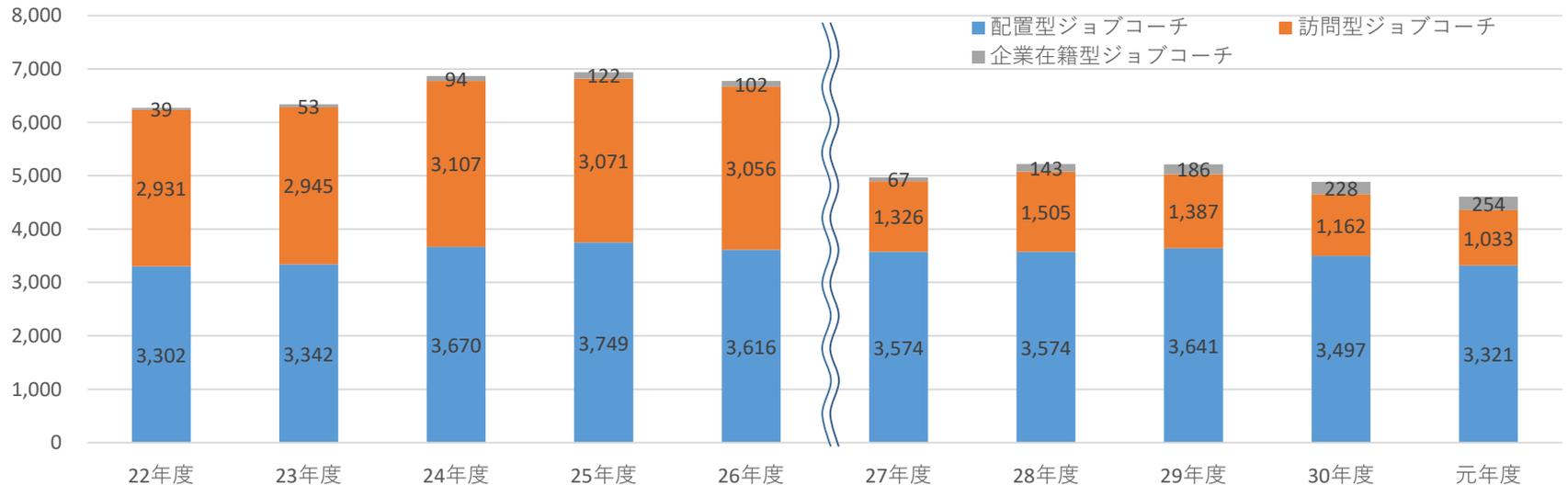


ジョブコーチの活動実績

1 ジョブコーチとして活動している者数



2 ジョブコーチ支援開始者数



障害者雇用の状況

(令和元年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

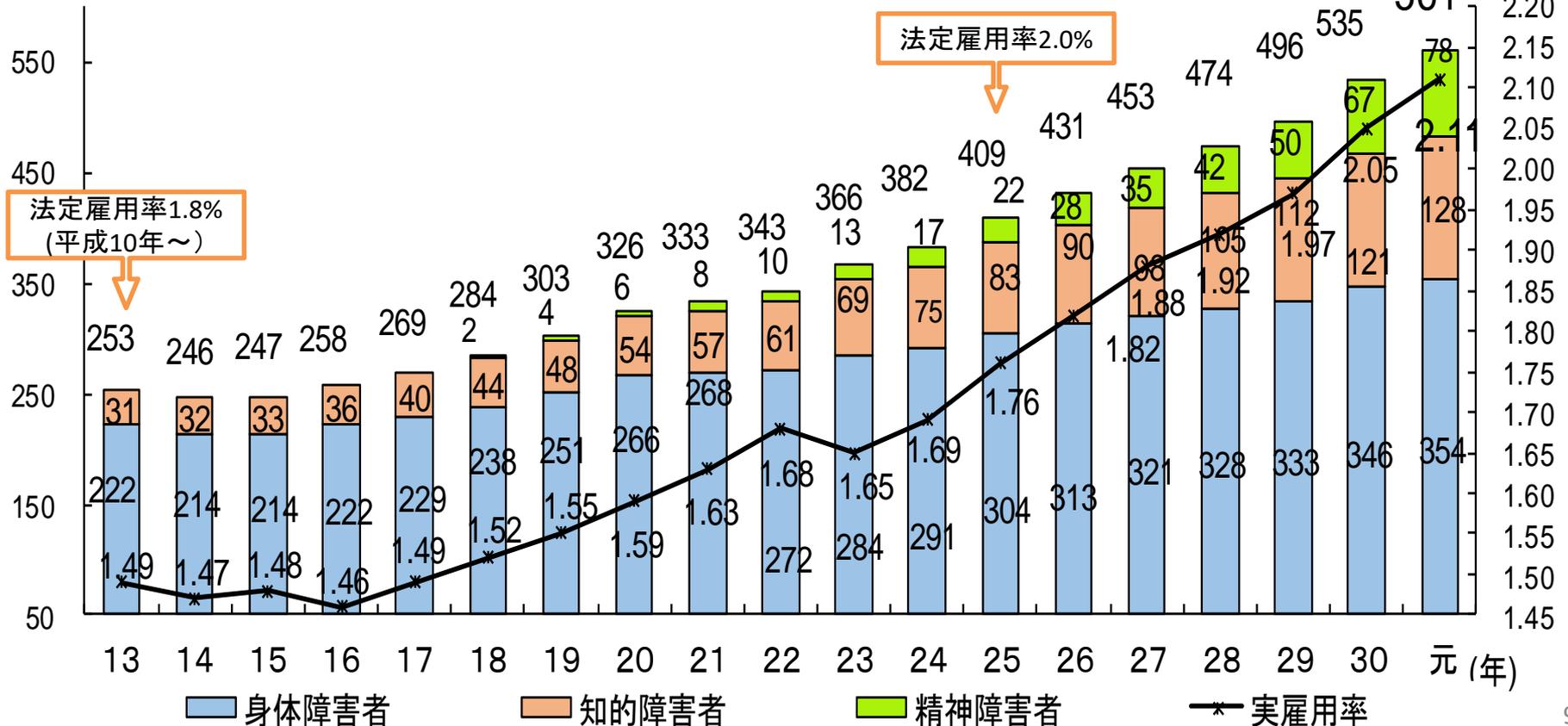
雇用者数 56.1万人 (身体障害者35.4万人、知的障害者12.8万人、精神障害者7.8万人)

実雇用率 2.11% 法定雇用率達成企業割合 48.0%

○ 雇用者数は16年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。

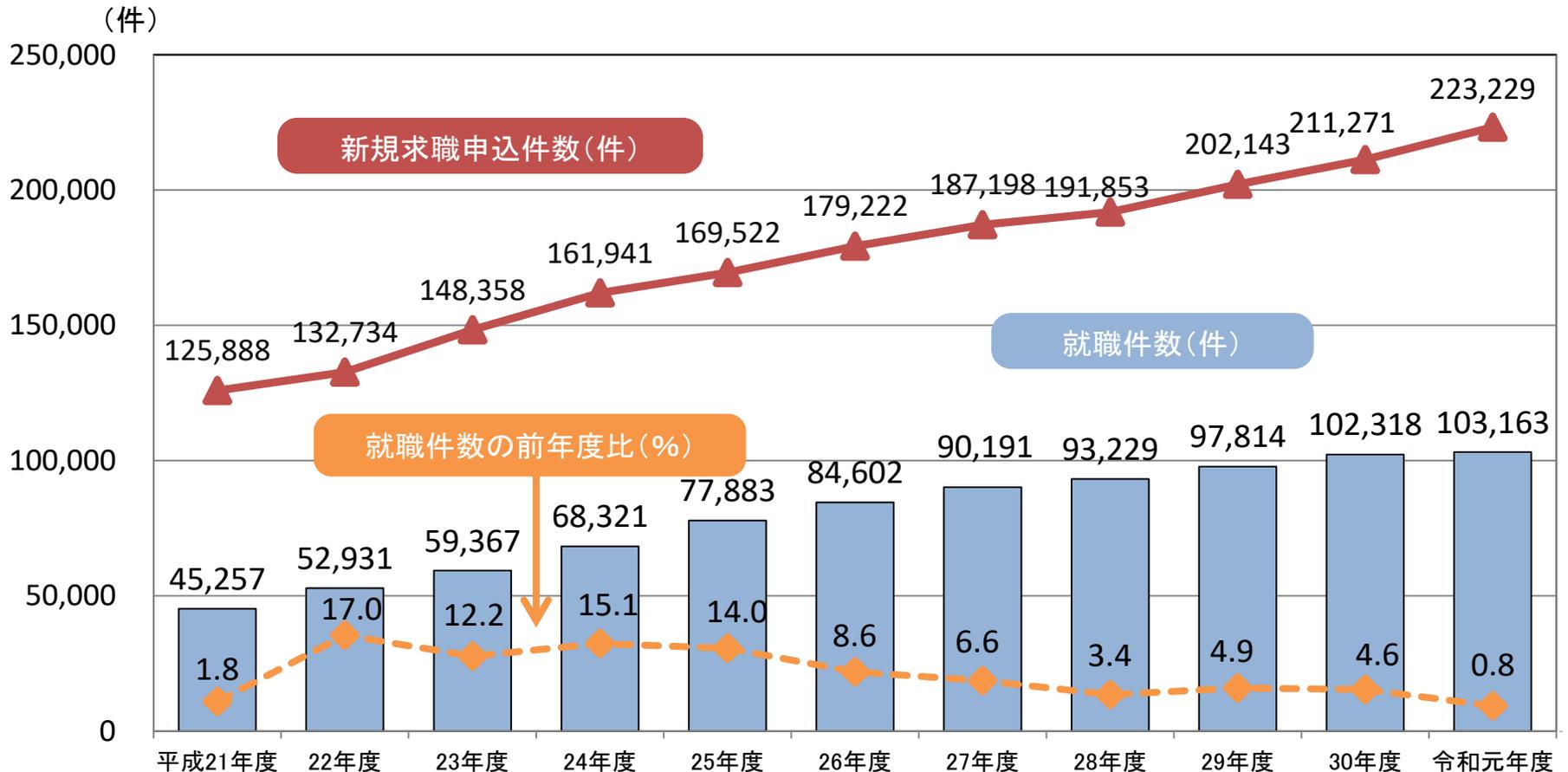
法定雇用率2.2%

<障害者の数(千人)>



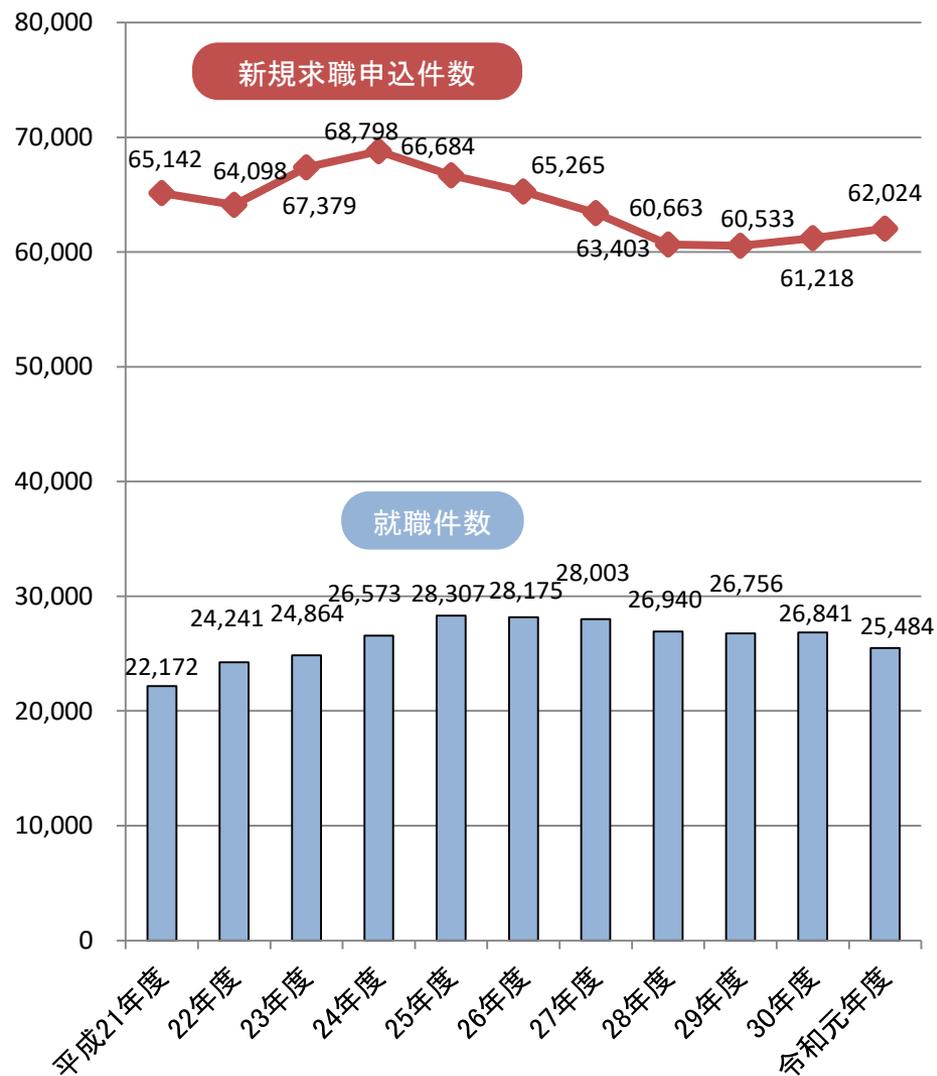
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 令和元(2019)年度の就職件数・新規求職申込件数は、**前年度から更に増加**。
- 就職件数は103,163件と**11年連続で増加**。新規求職申込件数は223,229件と**20年連続で増加**。

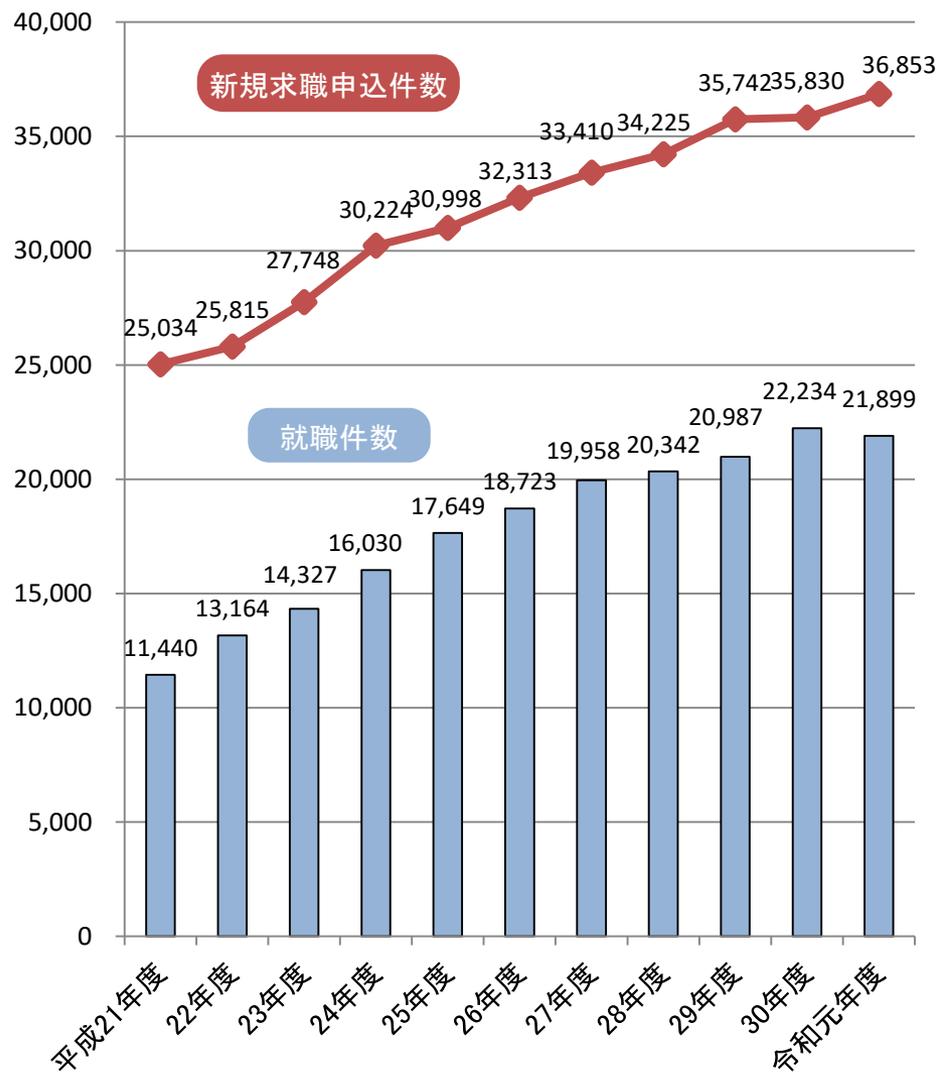


ハローワークにおける職業紹介状況(障害種別)①

身体障害者

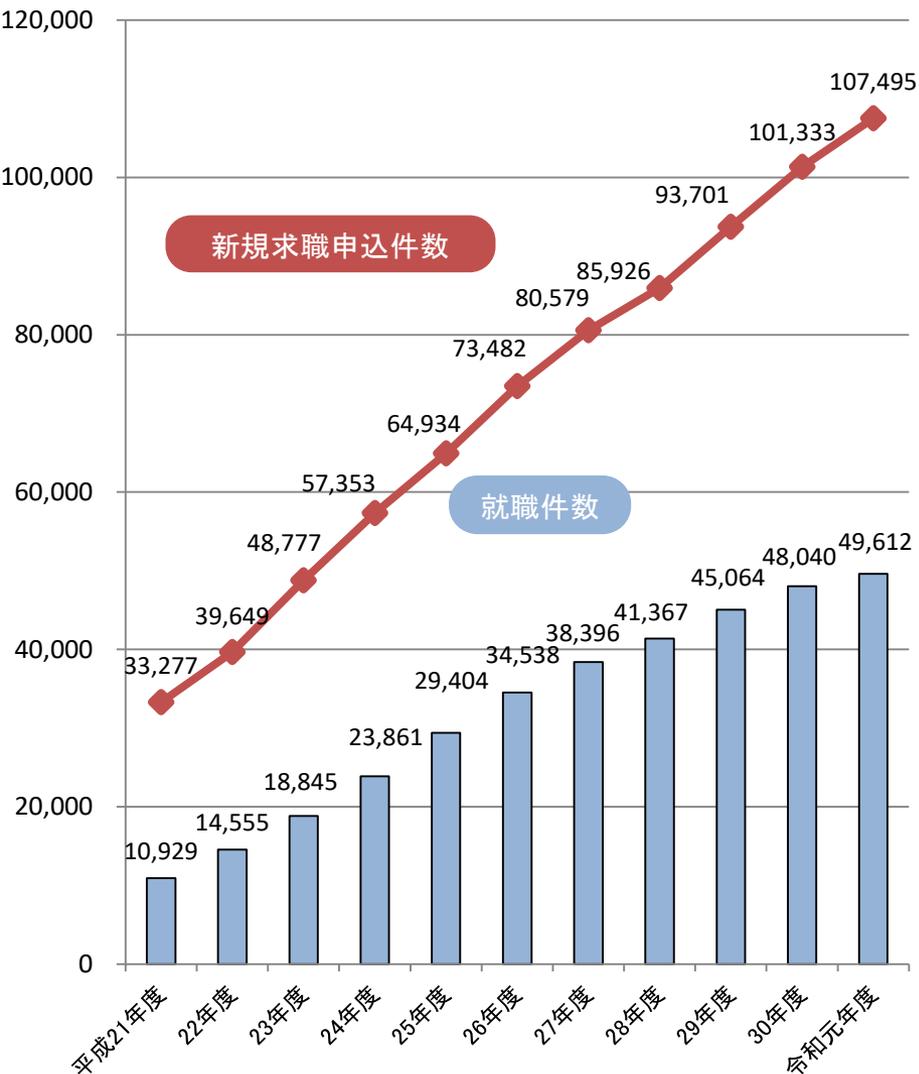


知的障害者

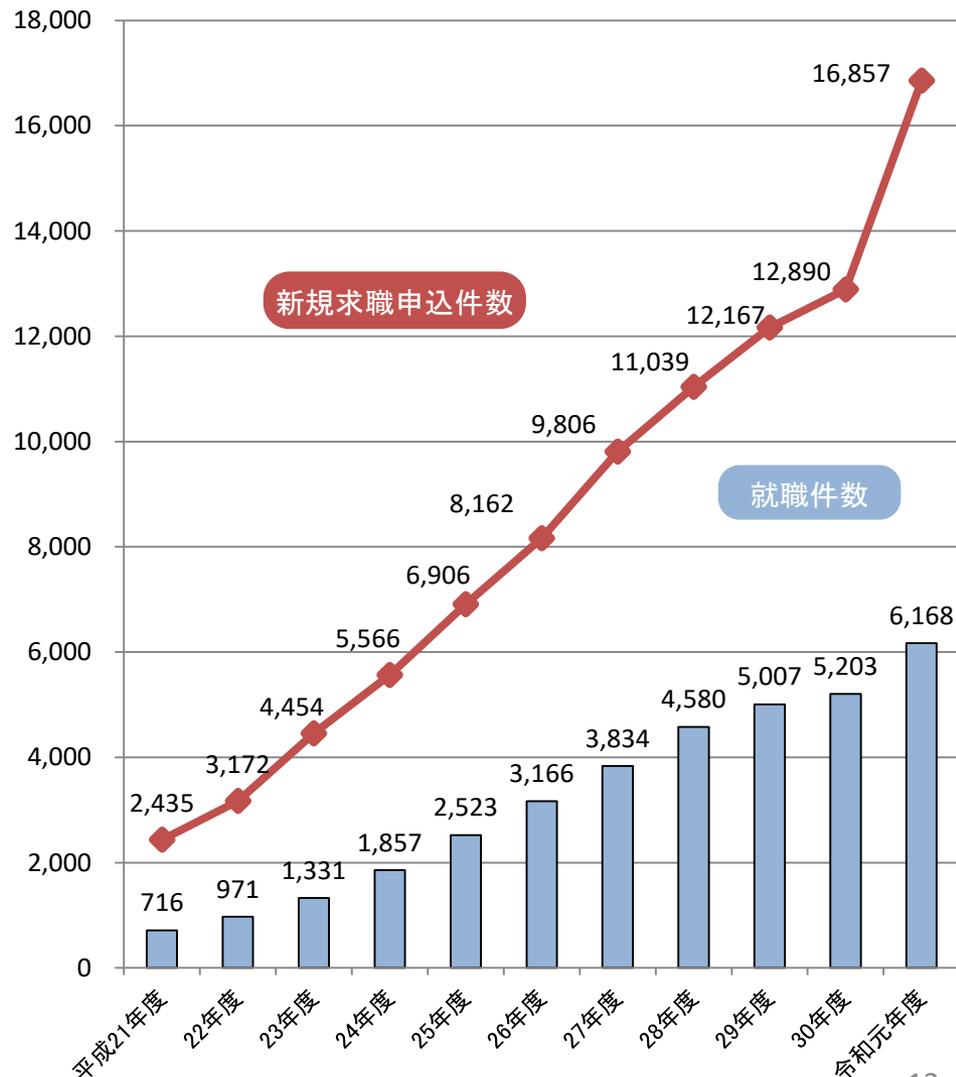


ハローワークにおける職業紹介状況(障害種別)②

精神障害者

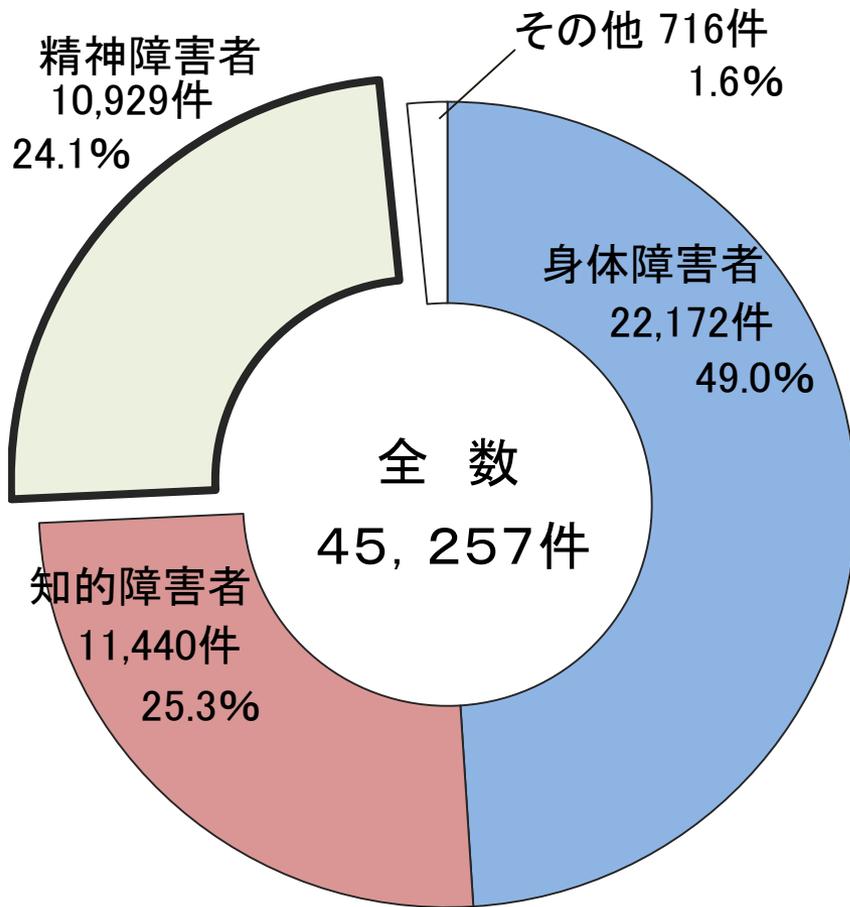


その他 (発達障害、高次脳機能障害など)

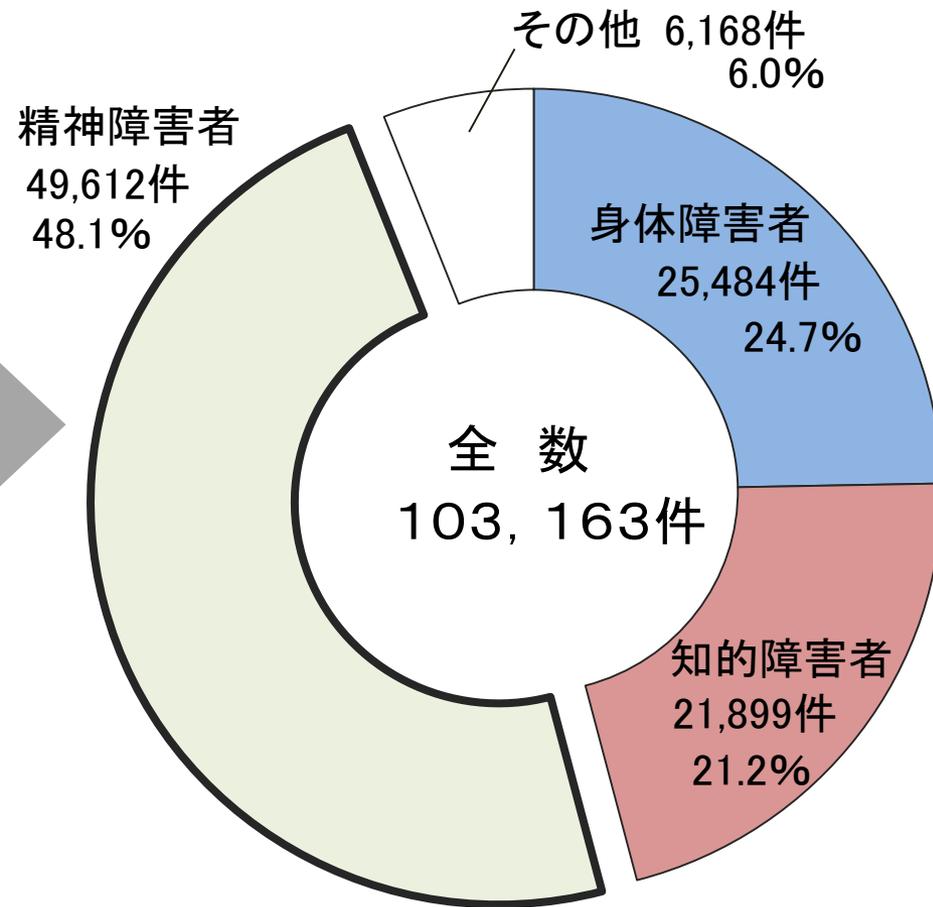


ハローワークにおける職業紹介状況(就職件数)

平成21年度



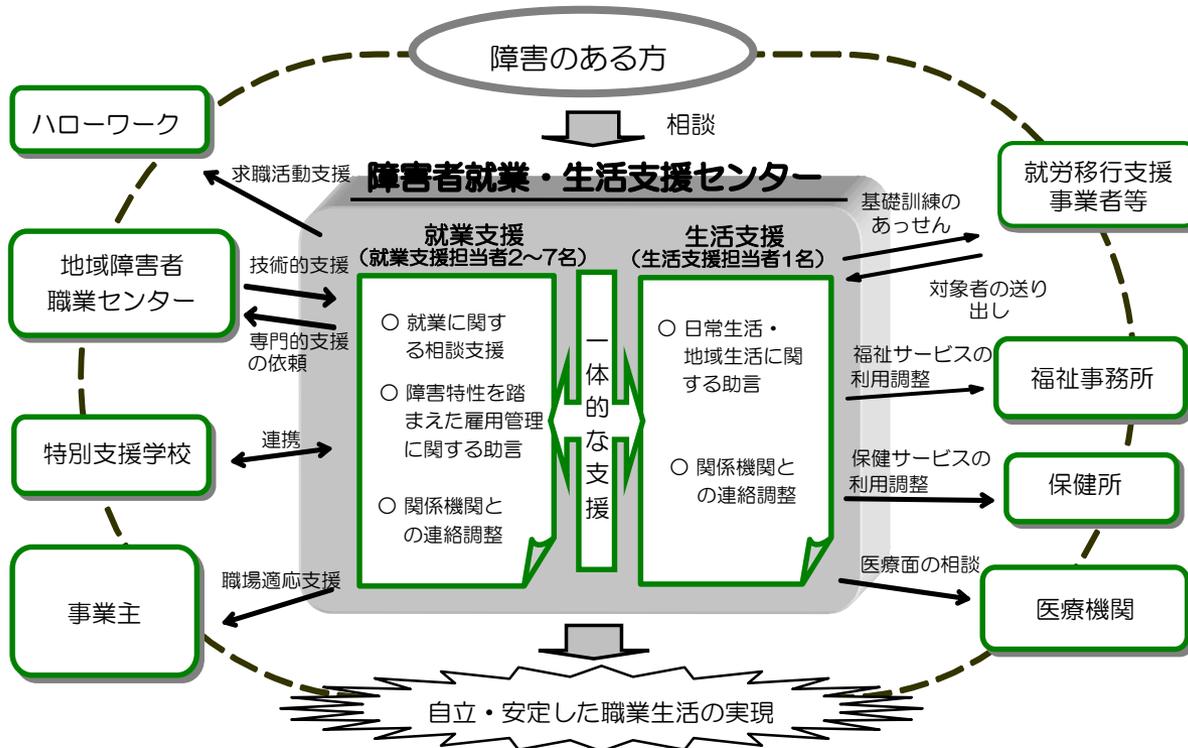
令和元年度



障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置(令和2年4月現在 335センター)

雇用と福祉のネットワーク



業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

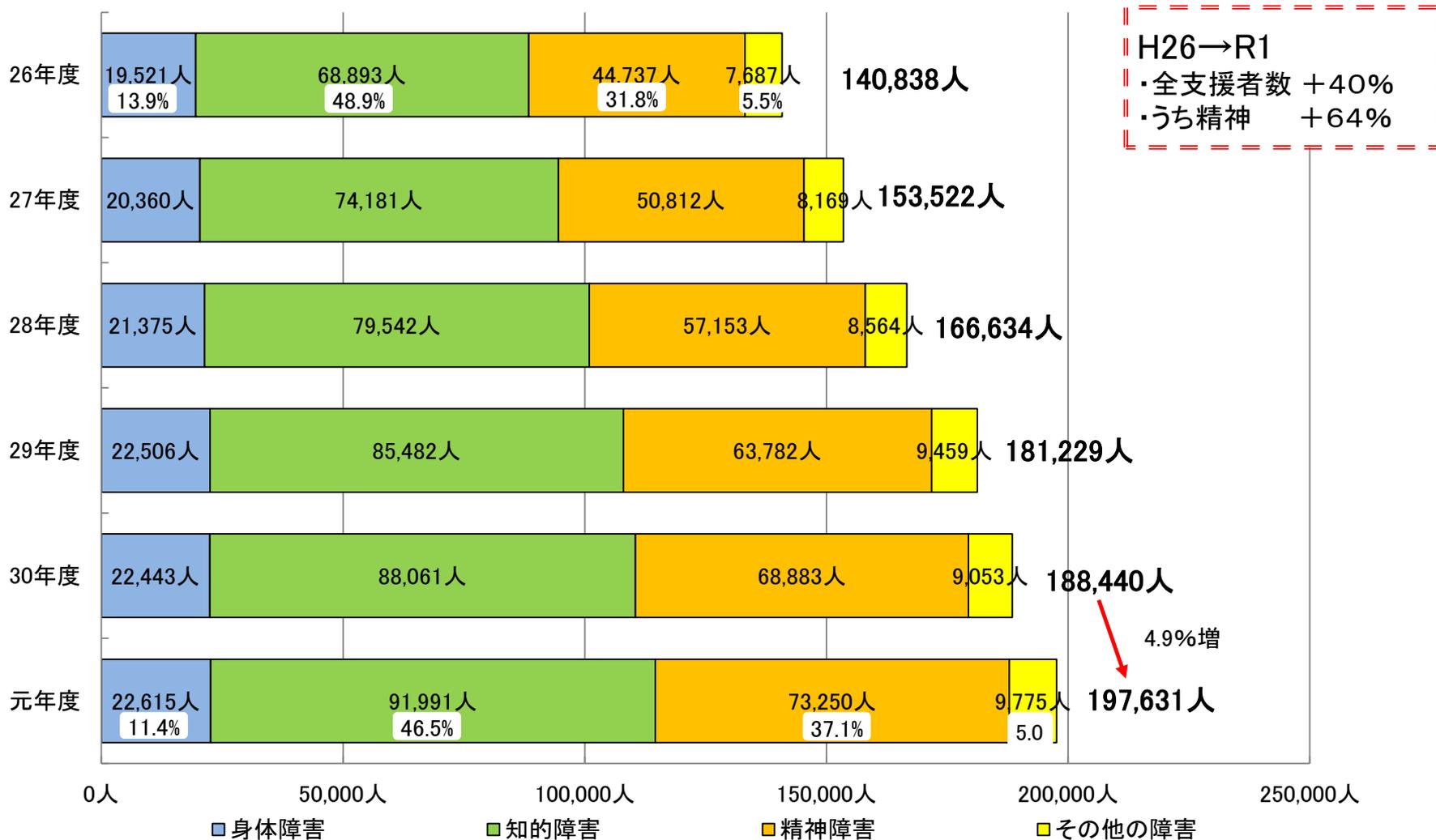
<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

【元年度実績】 支援対象者数 197,631人
 定着率79.9%(1年)(身体81.7%、知的84.1%、精神74.8%)

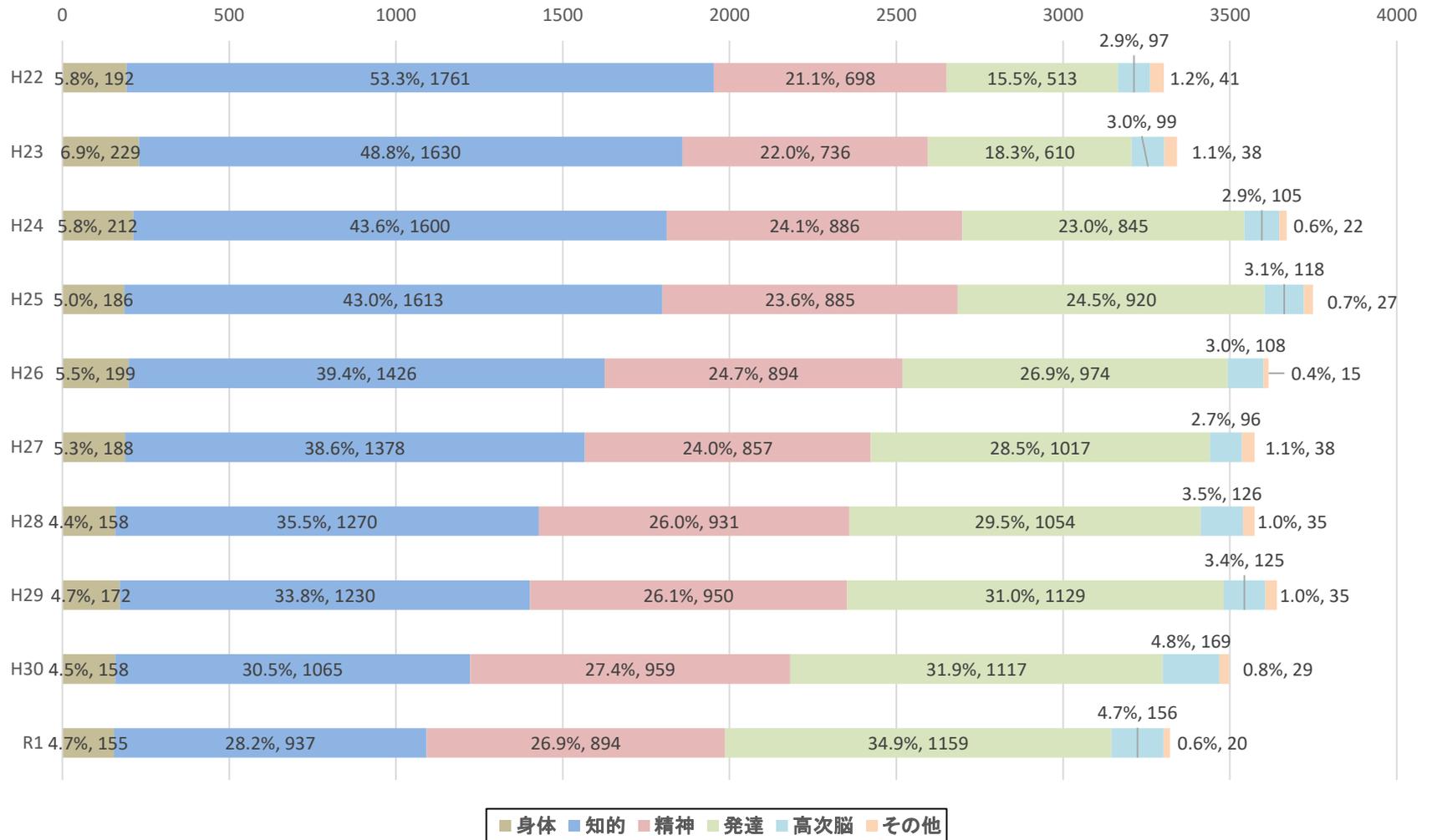
障害者就業・生活支援センターにおける支援対象者の状況(障害別)

障害種別支援対象者の推移【H26～R1】



地域障害者職業センターの配置型ジョブコーチの実績 【支援開始者数(障害別)】

＜配置型ジョブコーチ＞



ジョブコーチを取り巻く状況の変化

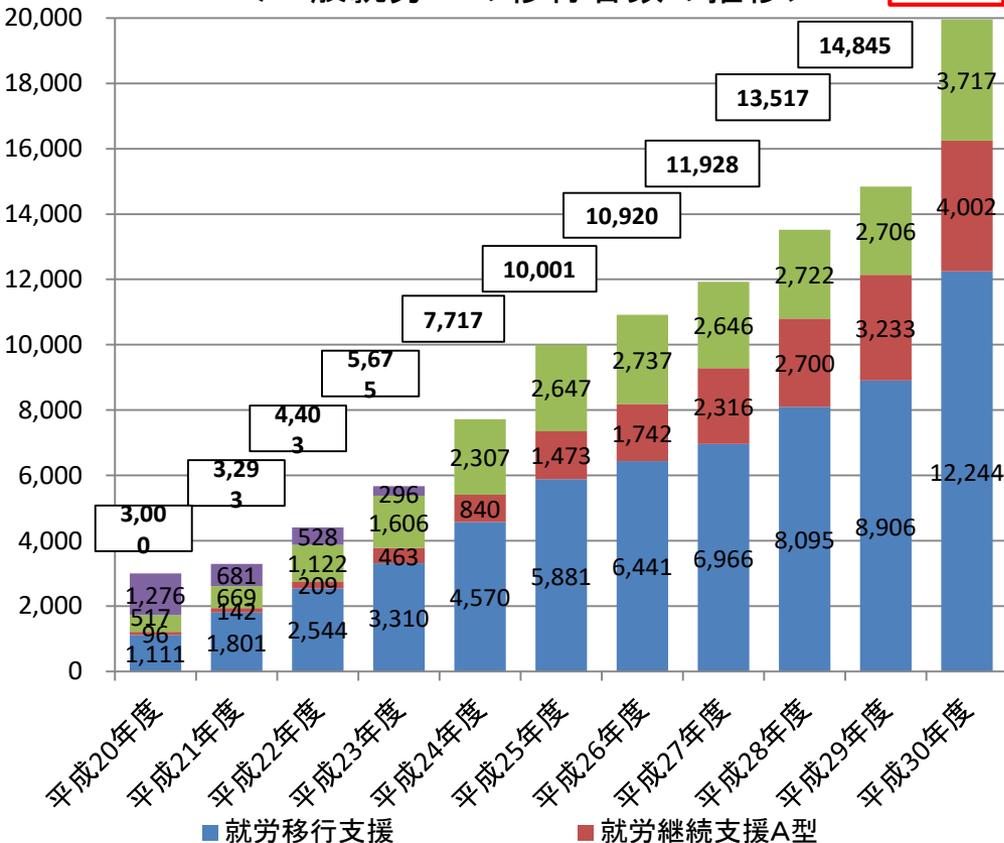
③就労系福祉サービス事業所の増加・多様化、福祉・教育から一般就労への移行の促進 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(標準利用期間：2年)</p> <p>※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間：制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間：制限なし)</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間：3年)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p> <p>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>	<p>① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者</p>
報酬単価	<p>502～1,094単位/日 <定員20人以下の場合></p> <p>※定員規模に応じた設定</p> <p>※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬</p>	<p>324～618単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合></p> <p>※利用定員、人員配置に応じた設定</p> <p>※平均労働時間が長いほど高い報酬</p>	<p>565～649単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合></p> <p>※利用定員、人員配置に応じた設定</p> <p>※平均工賃月額が高いほど高い報酬</p>	<p>1,045～3,215単位/月 <利用者数20人以下の場合></p> <p>※利用者数に応じた設定</p> <p>※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬</p>
事業所数	<p>3,001事業所 (国保連データ令和2年4月)</p>	<p>3,818事業所 (国保連データ令和2年4月)</p>	<p>13,212事業所 (国保連データ令和2年4月)</p>	<p>1,228事業所 (国保連データ令和2年4月)</p>
利用者数	<p>33,619人 (国保連データ令和2年4月)</p>	<p>72,187人 (国保連データ令和2年4月)</p>	<p>271,777人 (国保連データ令和2年4月)</p>	<p>10,568人 (国保連データ令和2年4月)</p>

一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

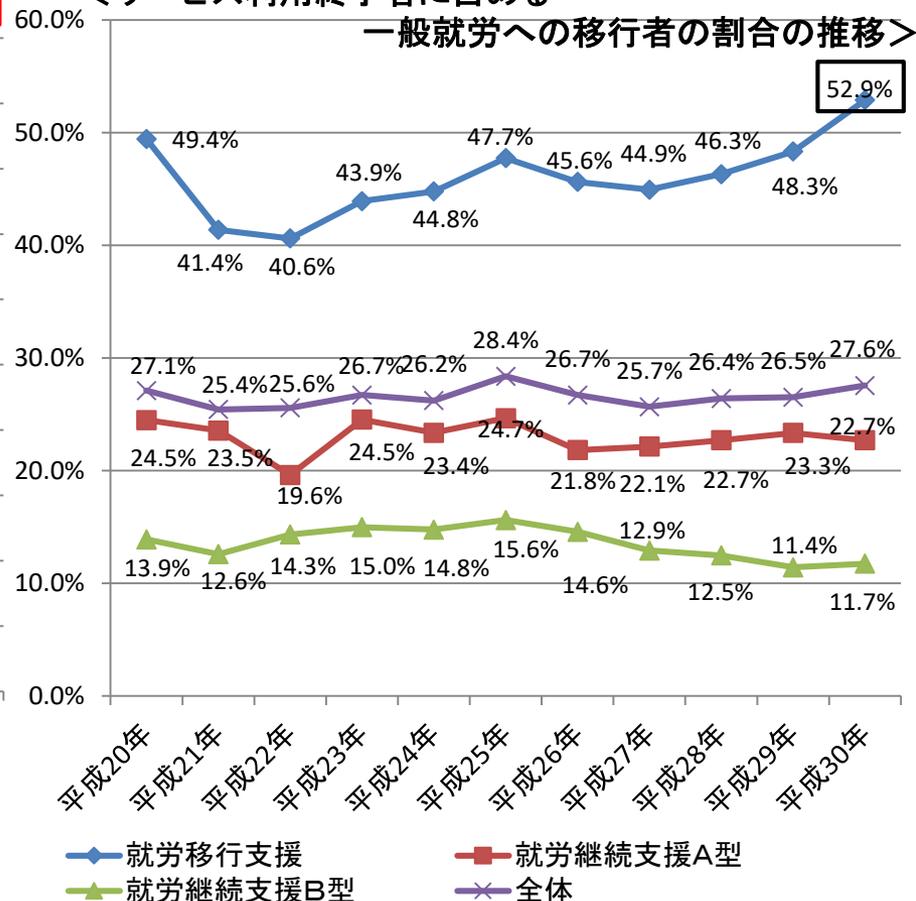
- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成30年度では約2万人の障害者が一般企業へ就職している。
- また、サービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合(移行率)を見ると、就労移行支援における移行率は5割を超え、徐々に上昇しているものの、就労継続支援A型やB型では横ばいや低下傾向にある。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜サービス利用終了者に占める

一般就労への移行者の割合の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査

就労移行支援

○ 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 - ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 } 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価（平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

基本報酬

<定員20人以下の場合>

改定前	令和元年10月～	
基本報酬	就職後6月以上定着率	基本報酬
804単位	5割以上	1,094単位/日
	4割以上5割未満	939単位/日
	3割以上4割未満	811単位/日
	2割以上3割未満	689単位/日
	1割以上2割未満	567単位/日
	0割超1割未満	527単位/日
	0	502単位/日

主な加算

移行準備支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 41,100単位
 ⇒ Ⅰ:施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合
 ⇒ Ⅱ:施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合

就労支援関係研修修了加算 6単位
 ⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合
 ※ H30年～見直し

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15,10,6単位
 ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
 ⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 ※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加
 ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり
 (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数

3,001 (国保連令和 2年 4月実績)

○ 利用者数

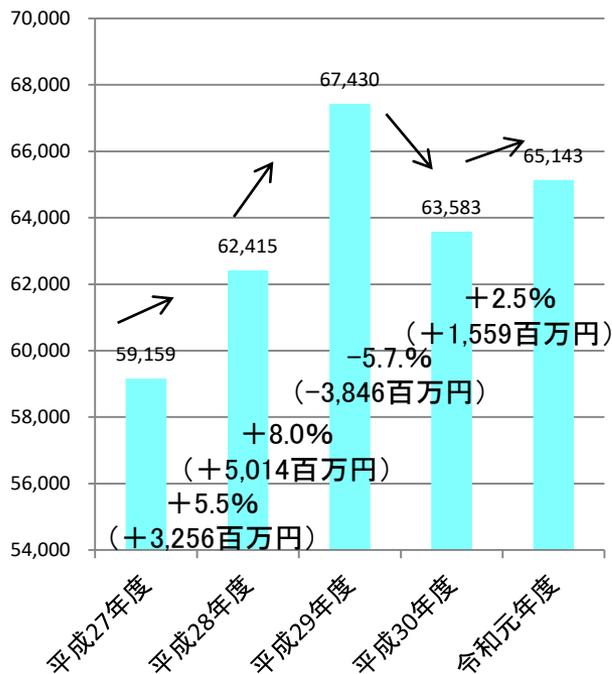
33,619 (国保連令和 2年 4月実績)

就労移行支援の現状

- 就労移行支援の令和元年度費用額は約651億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約2.9%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については平成30年度より減少している。

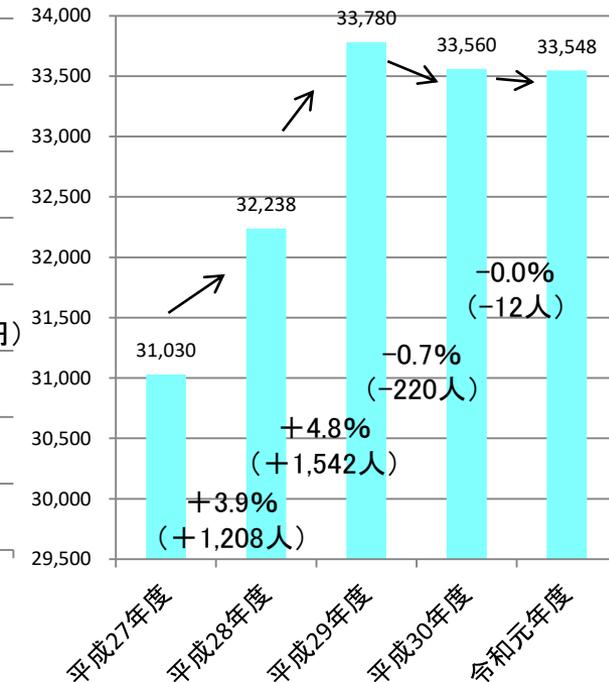
総費用額の推移

(百万円)



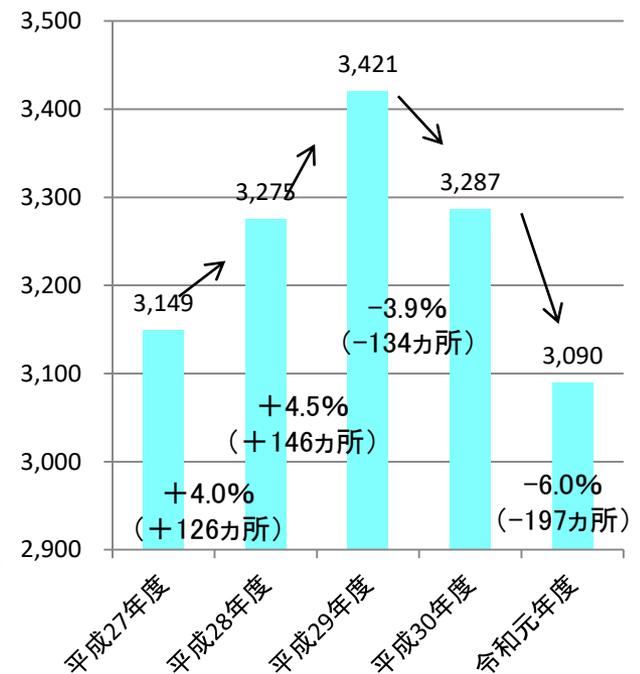
利用者数の推移

(人)



事業所数の推移

(カ所)

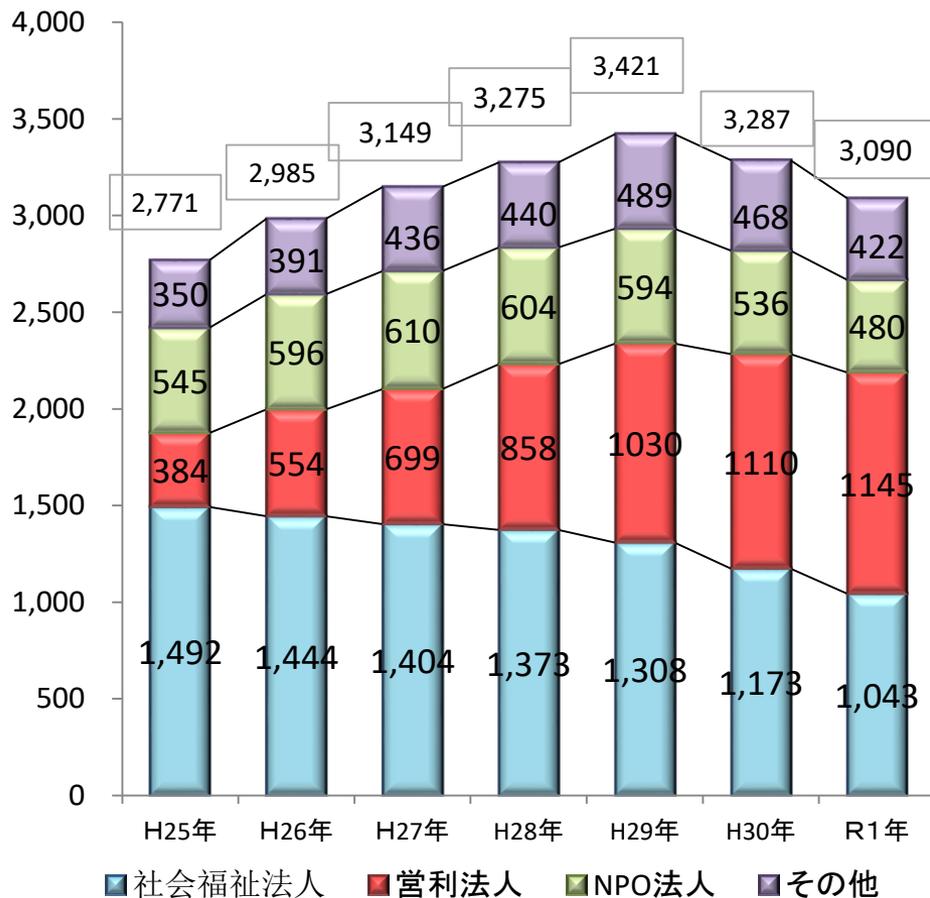


【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

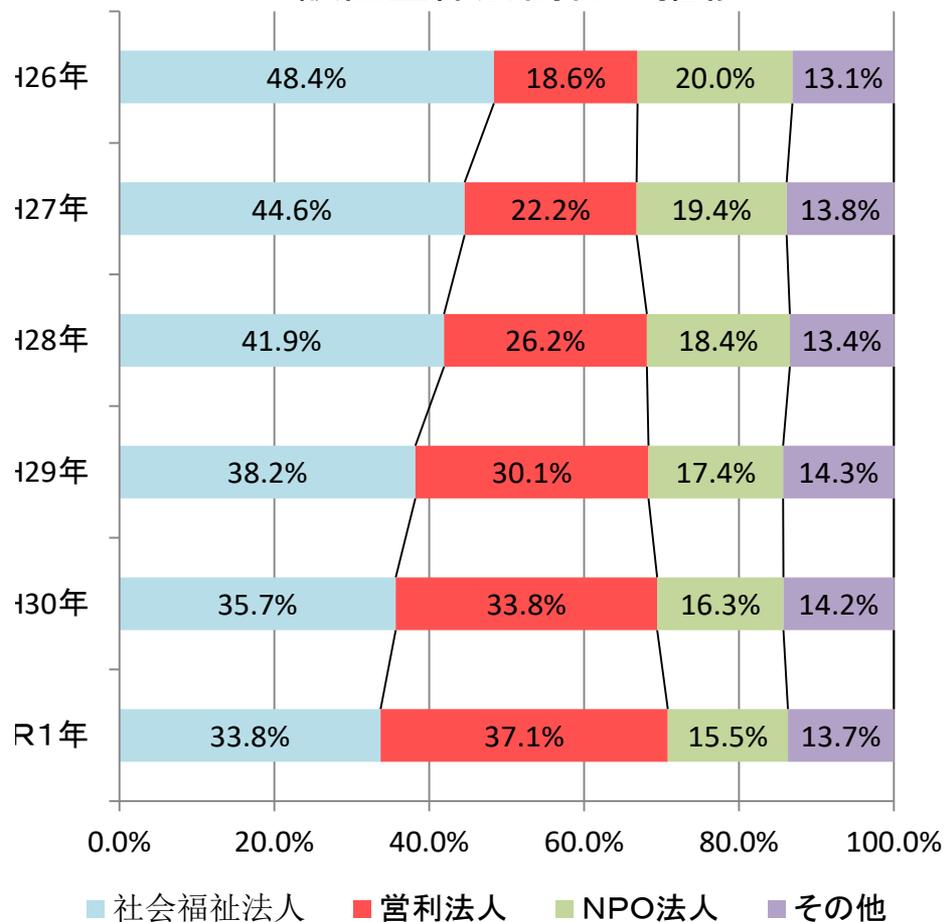
就労移行支援事業所の設置主体別の状況

○ 就労移行支援事業の事業所数は平成30年度より減少しており、事業所の設置主体を見ると、営利法人が増加している。

事業所数の推移



設置主体別割合の推移

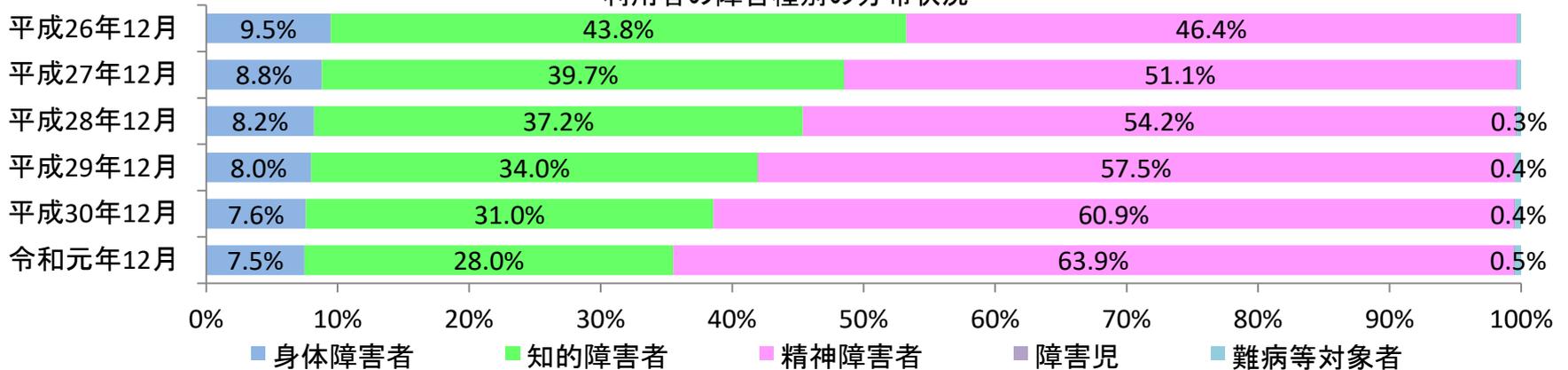


【出典】国保連データ(各年度とも3月サービス提供分)

利用者の障害種別分布状況(就労移行支援)

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者の5割以上を占める。

利用者の障害種別の分布状況



	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計(単位:人)
H26.12	2,703	12,490	13,234	23	79	28,529
H27.12	2,694	12,146	15,619	36	85	30,580
H28.12	2,599	11,777	17,168	31	104	31,679
H29.12	2,672	11,377	19,270	32	142	33,493
H30.12	2,539	10,365	20,369	36	144	33,453
R1.12	2,527	9,474	21,589	41	158	33,789

【出典】国保連データ

就労定着支援

○ 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1
(常勤換算)

○ 報酬単価（令和元年10月～）利用者数規模別に加え、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い基本報酬

基本報酬

<利用者数20人以下の場合>

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月



主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月
⇒ 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合

特別地域加算 240単位/月
⇒ 中山間地域等の居住する利用者に支援した場合

初期加算 900単位/月(1回限り)
⇒ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

企業連携等調整特別加算 240単位/月
⇒ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

就労定着実績体制加算 300単位/月
⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上念月未満の機関継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

- ※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。
- ※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

※ 上表以外に、利用者数に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上)

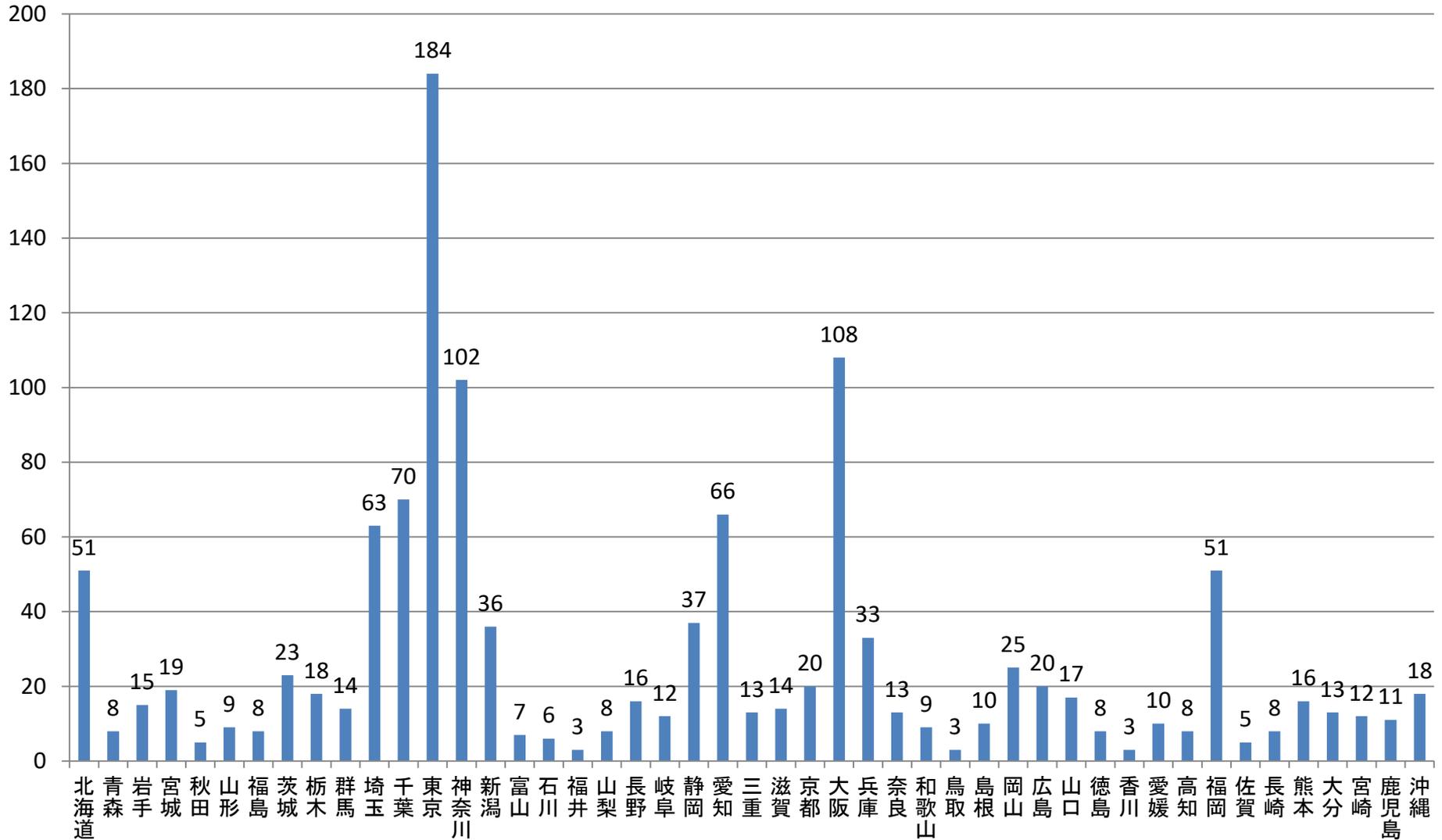
○ 事業所数

1,228 (国保連令和 2年 4月実績)

○ 利用者数

10,568 (国保連令和 2年 4月実績)

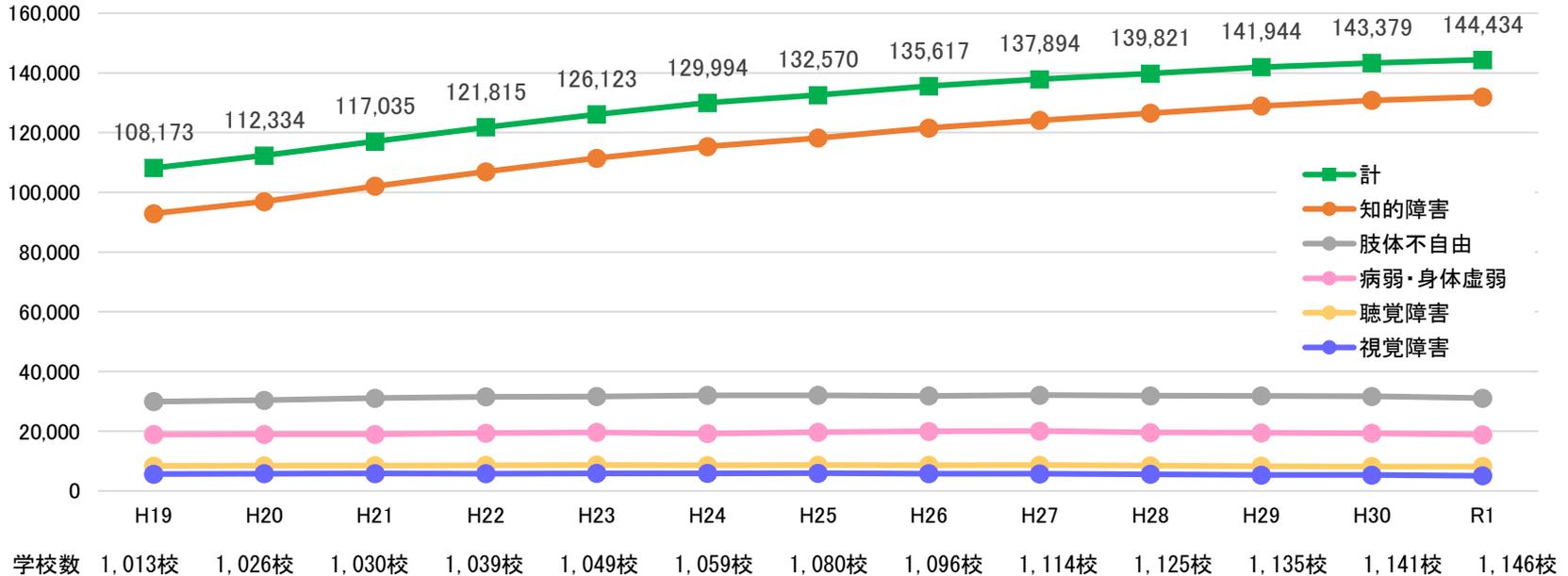
都道府県別就労定着支援事業所数



【出典】令和2年4月国保連データ

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移

(名) 特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移（各年度5月1日現在）



【令和元年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	786	352	151	1,146
在籍者数	5,083	8,175	131,985	31,094	18,863	144,434

(出典) 学校基本統計

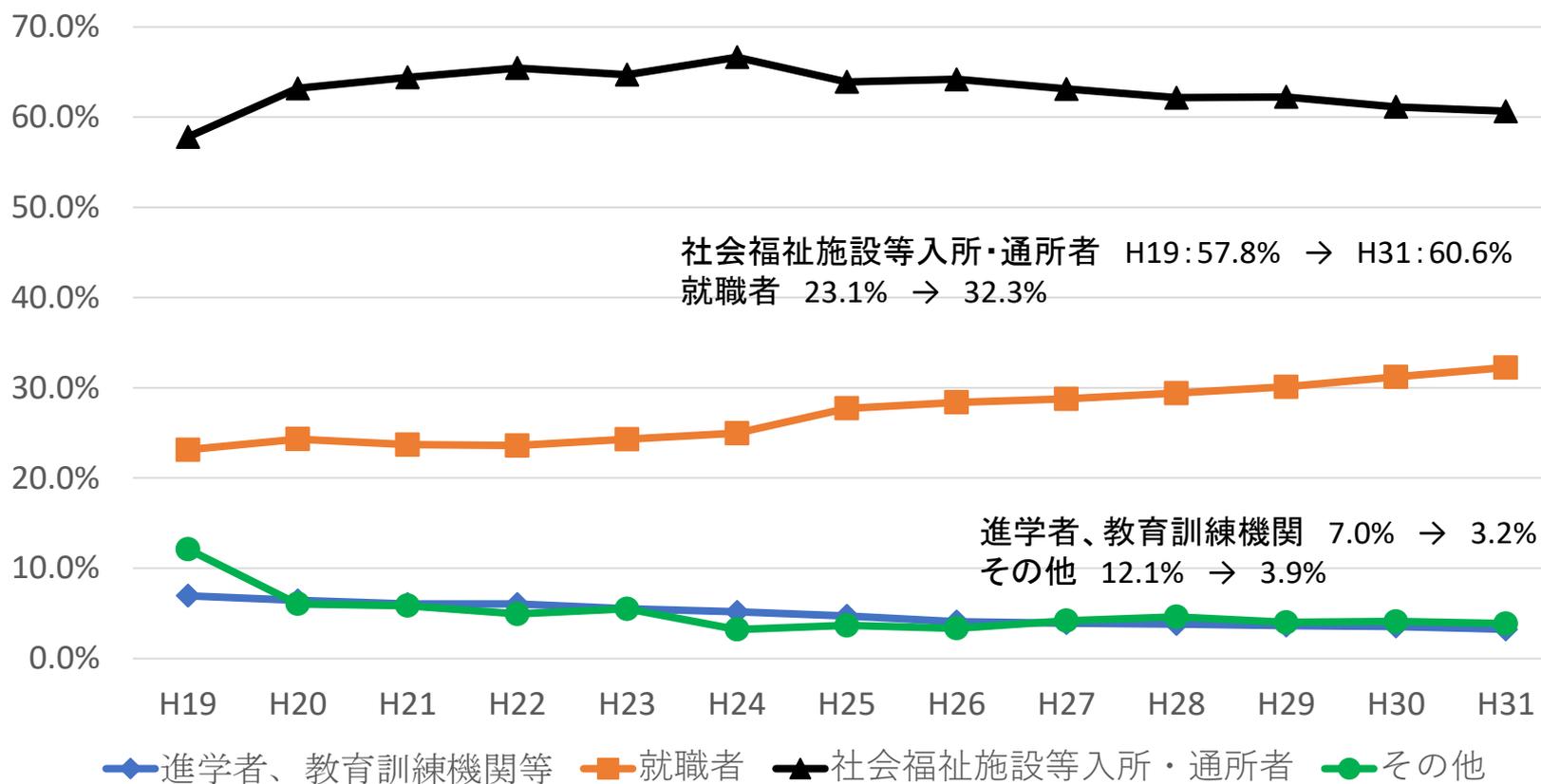
※在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

(平成31年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練 機関等	就職者	社会福祉施設等 入所・通所者	その他
計	21,764人	377人 (1.7%)	326人 (1.5%)	7,019人 (32.3%)	13,199人 (60.6%)	843人 (3.9%)

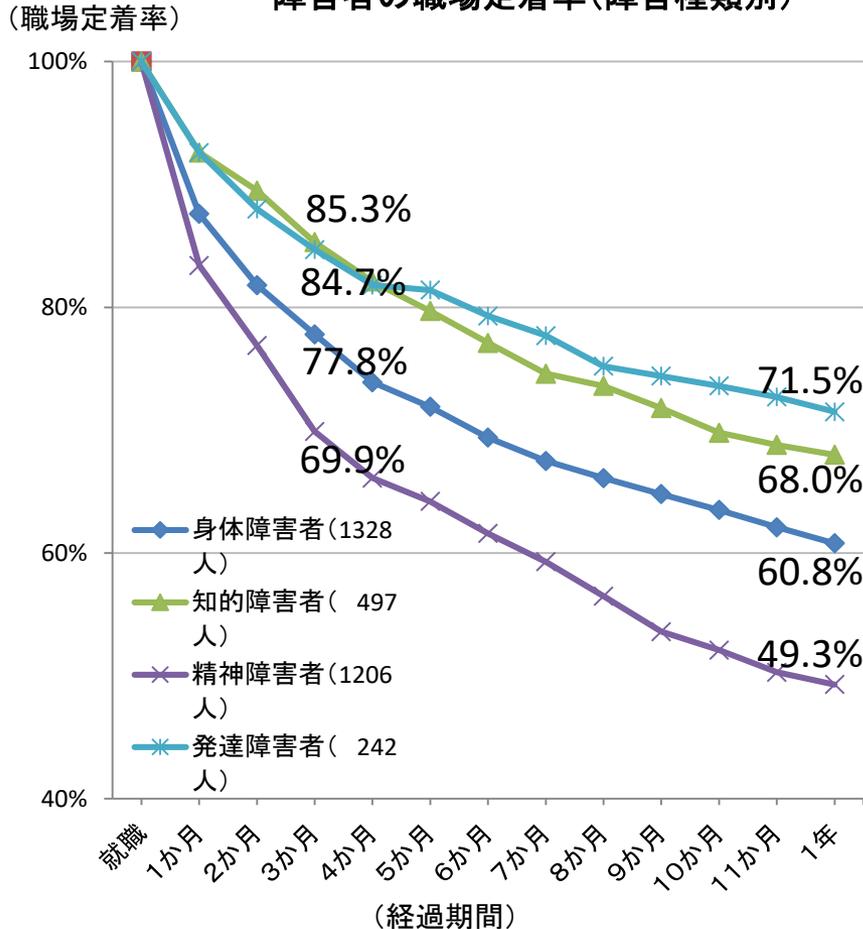


(各年3月時点)

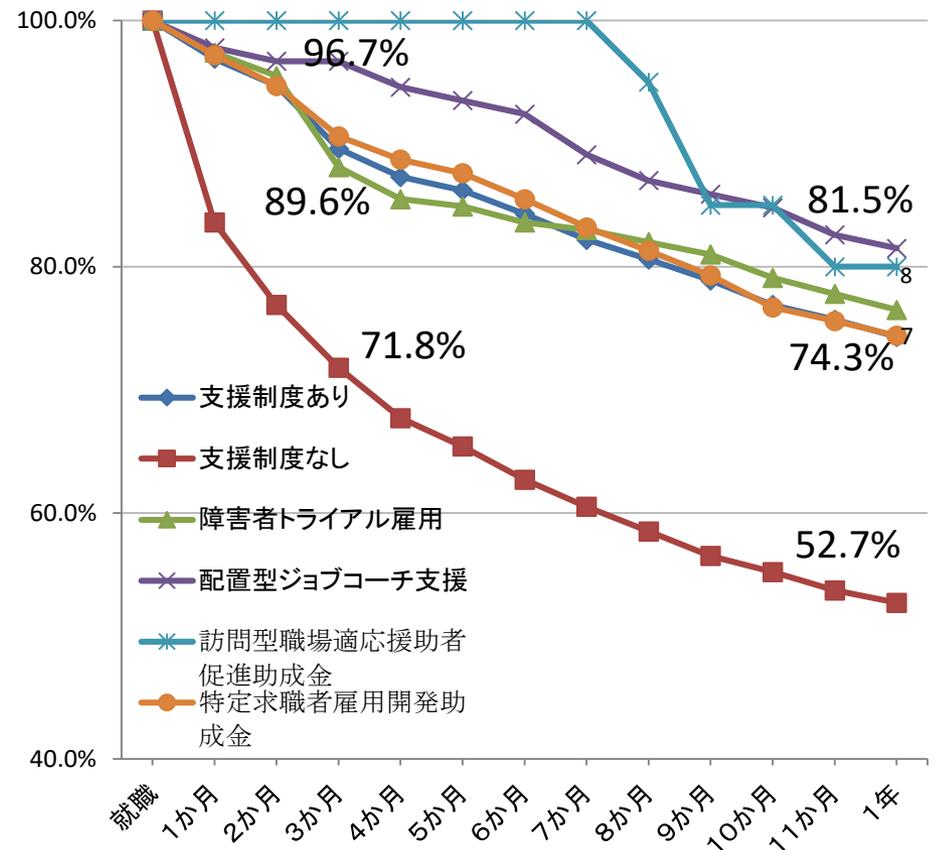
障害者の定着状況について

障害者の職場定着状況について、知的障害や発達障害の場合に比較的安定しているのに対して、特に、精神障害については定着が困難な者が多い状況となっている。一方で、支援制度の利用があると定着率が高くなっている。

障害者の職場定着率(障害種類別)



障害者の職場定着率(支援制度の利用別)



出典:『障害者の就業状況等に関する調査研究』(2017年、JIED)